

独立行政法人国民生活センター評価等のための
有識者懇談会
第1回議事録

消費者庁地方協力課

第1回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会
議事次第

日 時：令和元年7月17日（水） 9:56～11:15

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 国民生活センターによる業務実績等報告書の説明、委員意見等
- (2) 国民生活センターによる財務諸表の説明および監査報告、委員意見等

3. 閉 会

○消費者庁地方協力課太田課長 皆様、おはようございます。

定刻より少し前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第1回「独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を開催したいと思います。

今回は、国民生活センターの平成30年度実績の年度評価につきまして、有識者の皆様から、御意見を頂戴するものでございます。

それでは、事務局から本日の配付資料について確認させていただきます。

○消費者庁地方協力課平島課長補佐 それでは、配付資料の方を確認させていただきます。

座席表、有識者懇談会の開催についてに続き、議事次第がございます。

議事次第の後に、本日の会議で使用する資料のリストがございます。

まず、資料1-1、1-2、2-1については、緑のバインダーに挟まっていますので、これについては、確認をしていただかなくて結構でございます。

バインダー以外のお手元の資料、資料1と2、あとA3の大きな資料1と3。

あと、資料3-1から3-4が御意見を頂戴する対象の6の資料となります。

ちなみに、資料1-2については、今回は様式だけとなっております。これは、次回の第2回懇談会の前に、主務大臣の評価を記載したものを委員の皆様にご送付させていただきます。第2回の懇談会にて御意見等を頂戴するための様式でございます。

最後に、資料4がございます。これは、今後の予定になります。

配付資料は以上になりますが、漏れはございませんでしょうか。

○消費者庁地方協力課太田課長 それでは、よろしければ議事の方に入らせていただきたいと思います。

まず、資料1-3の業務実績等報告書でございますが、国民生活センターの平成30年度の年度評価、45項目につきまして、センターの自己評価が記載されております。センターの方から御説明をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、事前にメールと郵送でも配送をさせていただきました資料1-3に対し、また、本日の国民生活センターからの説明に対して御意見、御質問等を頂戴できればと考えてございます。

では、国民生活センターの三澤総務部長、御説明をお願いいたします。

昨年と同様でございますが、国民生活センターの自己評価につきまして、今回、特徴的な部分を中心に平成30年度の実績評価を御説明いただくということでございまして、15分ぐらいで御説明をお願いできればと思います。

○国民生活センター三澤総務部長 承知しました。

それでは、よろしくをお願いいたします。平成30年度の自己評価の特徴的な部分ということで御説明いたします。

用います資料は資料1-3で、こちらの資料は2ページずつ1つの紙にまとめておりますけれども、それぞれページを打っておりますので、このページで御紹介をしていきたいと思っております。

平成30年度は、令和4年度までの新たな5年間の中期目標として定められました第4期中期目標期間の初年度でございます。

第4期中期目標につきましては、平成26年度に独立行政法人制度が見直しになった後、初めて策定されたもので、評価項目につきましては、2ページ目、総括表の方に一覧できるようにまとめておりますので、こちらを御覧いただければと思うのですが、第4期中期目標におきましては、一定の事業等のまとめり、例えば広報、情報収集・分析、相談、商品テストといった一定の事業等のまとめりごとに整理をされております。

従前ですと、例えば、国民への情報提供という項目がありましたが、第3期中期目標までは部署横断的な目標ということで設定されておりましたけれども、今回からは、広報、相談、商品テスト、ADRといった事業ごとの目標として定められておまして、評価対象項目数も第3期中期目標期間では114項目ございましたが、第4期中期目標におきましては、先ほど太田課長からも御紹介いただきましたとおり、45項目に集約されているところでございます。

このうち、平成30年度は、事象が発生しなかったなどの理由で対象外といたしました8項目を除きました37項目につきまして自己評価を行っております。

この37項目のうち、A評価は3項目、B評価は33項目、C評価は1項目としております。特にA評価、C評価としたものを中心に、本日は御説明をしたいと思います。

まず、項目別調書の13番目、67ページを御覧ください。

商品テスト事業等の関係行政機関等に対する改善要望でございます。

こちらにつきましては、平成30年度に実施いたしました商品テストに係る公表案件のうち9件につきまして、結果に基づいて関係行政機関等に対して、制度等の改善要望を行いました結果、例えば、強力な磁石のマグネットボールでの誤飲事故は、経済産業省にウェブサイトで注意喚起情報を即時に発出していただきました。

それから、ビワの種子を使用した健康茶等に含まれるシアン化合物に関する情報提供では、厚生労働省や農林水産省が地方自治体や地方農政局等に通知を発出していただいたりするなど、8件におきまして、4の省庁、16の事業者団体及び事業者が対応を行いました。

これらのことから、国民生活センターの改善要望が十分な成果を上げたと判断をしたため、A評価といたしました。

これが、まず、1点目でございます。

次に、項目別調書の15番目、78ページを御覧ください。

こちらは、教育研修事業の消費者教育推進のための研修でございます。

消費者教育の推進のための研修は、当初策定しました研修計画のとおり、対象別の消費者教育に携わる講師養成講座や、コーディネーター育成研修、教員向け研修など合計13回と、地域の見守りネットワーク推進のための講座を4回実施したことに加えまして、平成30年2月20日に若年者への消費者教育推進に関する4省庁関係局長連絡会議において決定されました、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムを踏まえまして、

平成31年度の教員免許状更新講習において消費者教育のカリキュラムを組み込むため、関西と関東の複数の大学等と協議を開始しまして、中期目標、年度計画にはありませんでしたけれども、若年者への消費者教育推進に向けた新たな取組を行いました。

こうしたことから、消費者教育施策への貢献度を考慮して、A評価といたしました。

ちなみに、今年度になりまして、関東、関西の複数の大学、5つの大学が教員免許状更新講習を行うに当たり、国民生活センターが協力を行っているところでございます。

次に、A評価がもう一つでございます。項目別調書の17番目、87ページでございます。

同じく教育研修事業で、調査研究及び海外の消費者行政の情報収集提供という項目でございます。

こちらにつきましては、一昨年度から新たな取組という形で科学技術研究費という外部資金を獲得いたしまして、調査研究を行っております。年度の調査とあわせて、昨年度もA評価をいただいておりますけれども、今年度につきましてもこの取組を引き続き継続して3年間の研究成果を取りまとめたことに加えまして、年度の調査といたしまして成年年齢引き下げに向けた消費生活センターの対応に関する現況調査という、カレントなテーマを掲げまして、調査を行い、特徴的、先進的な自治体の取組事例を紹介するなど、今後の自治体が消費者教育を一層推進する上で参考になる報告書として取りまとめました。これらを踏まえまして、自己評価をAとしております。

以上3項目が、評価をAとしたものでございます。

なお、研修事業のうち、平成29年度に1つD評価としたものがございました。それが、企業職員研修でございます。

こちらにつきましては、少しページが前になりますけれども73ページから記載をしております。宿泊なしで都心の便利な場所で受講したいという受講者ニーズを踏まえまして、平成30年度におきましては、東京事務所において、1日又は半日の研修ということで4回実施しましたところ、受講者数が大幅に増加しまして、非常に評判も良かったことから、この企業職員研修を含めました項目別調書の14番目、実務能力向上のための研修につきましては、評価をBとしております。

次に、C評価とした1項目につきまして御説明をいたします。項目別調書の30番目、117ページでございます。

こちらが、適正な入札契約の実施ということで、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置のうちの1つでございます。

こちらにつきましては、平成30年度は年度当初に策定しました調達等合理化計画に基づきまして、公告期間の確保等の対応を行いましたほか、契約監視委員会を年4回開催いたしまして、契約の適正化を図るための取組を実施してきたところでございますが、競争性のある契約件数の割合が81.3%でございました。

こちらは、ここの項目の指標とされております平成24年度から平成28年度の平均実績である85%以上を達成できなかったことから、C評価といたしました。

ちなみに、一昨年度の平成28年度におきましても同様の理由からC評価としているところでございます。

最後に、B評価のところでは1つだけ紹介をさせていただきます。項目別調書の31番目、121ページでございます。

こちらは保有資産の有効活用でございますけれども、相模原にございます研修施設の宿泊室稼働率、研修室稼働率の指標が設定されておまして、その指標が宿泊室の方が42%、研修室の方が58%ですが、達成状況でございますけれども、宿泊室の方が37%、研修室の方が59%となっております。

このうち、宿泊室の稼働率でございますけれども、主催研修におきまして、相模原施設の近郊の自治体からの受講者がおおよそ2割を占めており、これらの方たちが、予算がつかない等の理由で宿泊されないなど、宿泊者の増加が見込めない一方で、外部利用につきましては、ダイレクトメールによる新規利用者の開拓等を積極的に実施するなど利用促進を図りました結果、研修施設を再開した平成27年度と比較しまして、外部利用者は約7.4倍に増加いたしました。室数でいきますと、27年度534室に対しまして、30年度は3,978室でございます。

また、より快適な施設の利用を促進するため、利用者アンケートを必ず実施することとしており、施設サービスの充実をそのアンケートを反映して図っておりますところ、施設の満足度につきましては、研修施設は98.1%、宿泊施設は93.5%と非常に高くなっております。

これらのことを総合的に判断いたしまして、平成30年度につきましても、平成29年度と同様にB評価としております。

平成30年度の項目別評価につきましては、非常に簡単ではございますけれども、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容につきまして、委員の皆様から御意見、御質問などを頂戴したいと思います。

11時半ぐらいまで時間がございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

升田委員、よろしくお願いいたします。

○升田委員 ありがとうございます。

気がついてみれば、我々3人の委員の方が非常に古参になって、みんな替わられてしまっていて、今、ふと過去のいろいろな思い出がよぎったところですけども、簡潔におまとめいただいてありがとうございました。

全般的によくやっておられるという印象ではありますけれども、この会の趣旨に照らして、いろいろ意見を申し上げさせていただきたいと思うのですが、まず、そもそも毎年問題になるのですけれども、評価の基準というのがあって、基本的に数字で評価ができないものもあるのですけれども、数字の伸び具合を見ている、達成率を見ているというのが基

本になるわけです。毎年これを議論し直しながらやっていると思うのですがけれども、例えば、今おっしゃいました67ページのAという部分で、確かに実績のところではいろいろ御指摘があるのですが、件数から見ると、前年基準値から見ると、必ずしも満たしていないとか少なくなっているところがあるわけです。必ずしも伸びているわけではない、これは指摘ができると思うのです。

加えまして、ほかのもみんな同じといえば同じなのですが、例えば77ページ、これも御覧いただくと一覧性になっておりまして、実績である29年と比べると、下がっているのが4項目あるわけです。

加えて、30年度の実績のところ、充足率で言うと75%とか72.2%とか書いてあるわけです。さらに加えて、Aという評定で自己評価としておられるところの記載を拝見しますと、ちょいちょいと書いてあって、これを踏まえるとAと評価するという具合に書いてあって、これが一体何を指しているのか、つまり、余りにも平凡なことの記載があって、何もBというのは悪いという意味ではないのですね。Sというのは、本当にみんなが仰ぎ見る感じなのです。Aというのは、すごくいいという意味なのです。だから、Bというのは、別に悪いという意味では、基本的に全然ないのです。

これは、この会議の前の段階の会議があって、各省庁ごとにSを乱発するところもあれば、控え目なところもあって、控え目なところが損をしているのではないかと、それは当時の話ですが、ですから、Aというのは、本当にAなのです。この文章から見て、Aというのには、ちょっと熱意が足りない。文章がですよ、数字もちょっとAかなという具合に、それでいいのかというと、またあれですが、何かいろいろAということが多用されるのですけれども。

その次に、87ページなのですが、先ほどおっしゃったように、前回Aといっても件数は変わっていないのですね。すごく有意義な事業だと思いますし、こっちの方は、少なくとも理由については、相当お書きになっているのですけれども、基本的に数字が余り伸びていないものについては、特段の内容の、特筆すべき何かがないといけないわけですが、先ほどのお話ですと、必ずしも心に響かないというところがあって、そこがちょっとどうかなという気がするわけです。

御心配なく、私が言ったからといってすぐ変わるものではなく、これは総合評価で検討されるということなのですが、その次にBというのも同じ問題が実はあって、Bというのはいいという評価であるわけですが、例えば、Bもいろいろ見ますと、71ページ、72ページのところもBなのです。

これは確かに数字的にはそこそこということだと思うのですが、いきなり先頭の2つのところが、若干下がり気味であるということ、これもよく見ますと、73ページあたりの実績のところを見ますと、毎年ここはすごくよくやっているという数字が出てくるのですが、充足率が3カ所ぐらい70%とか、80%台になっているというようなどころがあるわけです。

それはどう評価するのかという問題があるわけですし、似たようなものは、例えば83ページを御覧いただきますと、これもBなのですけれども、83ページの、数字の最初の2つ目と3つ目のところで、数字が減っているわけです。

特に3番目などは激減しているというか、そういう数字があるわけです。そこをどう評価するかということとか、それから103ページを御覧いただきますと、2つ数字が並んでいて、下の方は23から9に減っていて、自己評価のところを見ますとBなのですけれども、4件の記者公表を行っているを書いて、これを踏まえるとBという、論理的に4件やっているからいいではないかという理由なのですけれども、では、9件に減ったのはどう評価するのだというのが欠けているわけですね。

つまり、いいところ取りで書くと、みんなこういうことになるわけで、それは、客観的な評価としてはどうかという気がするところはあるわけです。

それから、先ほど御指摘のありました、121ページの企業に対する研修、これは従来から非常に懸案で、かつ努力をしておられる分野ではあるのですけれども、稼働率は従来からいろいろ事情があって、みんな苦勞は分かっているというところなのですけれども、ただ、実績が37%にとどまっているというのは相当低いと言えば低いのだと思うのですね。これは私の個人的な見解を言えば、センターの方の責任とはとても言えないいろいろな事情があって、非常にお気の毒であって、それ以前のいろいろなすったもんだもあるものですから、あれなのですけれども、37%というのは、すごく低いかないという気がするのですけれども、前の年も似たようなところがあって、前の年は、たしかBか何かだと思うのですけれども、Cではなかったですね。

○国民生活センター三澤総務部長 B評価をいただいております。

○升田委員 そうですね。それは、みんなやむを得ないと思っているのですね。

しかし、この辺、努力をどう見るかというところが少し残るかなという気がしています。

以上ですけれども、別にお答えいただく必要は全くなくて、指摘にとどまったということです。

○国民生活センター三澤総務部長 1つだけ御説明をさせていただきます。

今回、新たな中期目標になりまして、基準値という形で数字を示しているのですけれども、基準値は必ずしもそれを上回ることを目標としているものではなく、他方、指標として数字が入っているものについては上回ることを目標としております。その意味では稼働率のところは指標となっているので、B評価はちょっと難しいと思われるかもしれませんが、それ以外のところにつきましては、あくまでも基準として示している数字でございますので、これをクリアすることが必ずしも目標ということではないということは、まず、御承知おきいただければと思います。

○升田委員 それは論理がやや不明確で、必ずしもと言っている、私も別にこれだからこうだと言っているわけではなくて、それも当然考慮すべき事情だと言っているだけで、そ

れでしたら機械的に原則は数字だけで見るといったら、足りないものは全部落としていけばいいわけで、何もそこまで機械的に申し上げているわけではないというのが1点。

我々が何もそれを決めるわけではなくて、こういう問題があるのではないですかと指摘するのが我々のミッションなので、それを申し上げているわけで、それは現実に数字としてそう出ているということを指摘しているわけで、それはそれで考慮いただけるのだろうということは前々からそうですし、今回もそうだろうということなのです。

ですから、必ずしもとか、直ちにとか、そういう姑息な表現はここではなしにさせていただいて、実態を踏まえて議論をしたらいいのではないかと思います。

○国民生活センター三澤総務部長　それで、A評価にした3点につきましては、いろいろこちらとしても検討いたしまして、やはり社会的に影響が大きかったということでA評価を付けさせているということを付け加えさせていただきます。

○消費者庁地方協力課太田課長　宗林理事、どうぞ。

○国民生活センター宗林理事　済みません、追加の説明を私の方からは2点だけお話をしたいと思います。

まず68ページのところなのですけれども、改善要望の件数が減っているではないかというお話がございましたが、自己評価のところ、成果がどのくらい出たかということ結構大きく今回は見ておりまして、例えば今、三澤の方から説明しましたのは、今年分でどれだけあったかなということなのですが、68ページの下を見ていただきますと、去年やったもので、プエラリア・ミリフィカというようなものがありましたけれども、それは、本当に危ないものだということで、厚生労働省が後からアンケートをしたり、業者の調査をしたりしまして、食品衛生法上、指定成分となって、プエラリア・ミリフィカの健康食品は、事業者がかなりの安全性を確認しない限りは、販売ができないという指定成分の4つに、うちのテストの結果がきっかけになって入ったというような成果がございました。

もう一つ、その下に書いてあるような、浴用椅子というのは、鉄だと錆びてしまって、がたんと落ちるといようなものが多くあるという結果を公表しましたところ、SG規格ですね、これは鉄をやめてステンレスに変えましょうというようなことで、規格が一遍に変わりましたので、市場からも鉄のものがほぼなくなったというような成果がございましたので、もう一個書いてありますけれども、今年のものしか原則書けないのですが、過去のもので、今年に反映した大きな成果がありましたので、それでAというような説明を加えさせていただきます。

もう一点だけ、よろしいでしょうか、104ページでございます。

これは、ADRのところでございますが、事業者名公表の件数が減ったのではないかというお話がございしますが、ちょっと下を見ていただきますと、ADR、紛争解決委員会では、事業者が手続に合理的な理由で協力しない場合、事業者名を含めて公表するという事になっております。

ですから、事業者名の数が増ったということは、応じる事業者が多くなったということ

で、減った方がむしろいいという感じに見ていただける数値と思います。応じないと、あなたたち、全然何もしなかったから事業者名を公表しますよという制度でございます。

一応、御説明まで。

○升田委員 それだったら、付け加えて、その前の論理は、4件公表しているからBだという理由なのですね。

○国民生活センター宗林理事 それは、まとめて四半期ごとに4件と書いてありますけれども、4回まとめて4件其々の公表で30~40事案ずつ公表をしました、4回に分かれて事案を公表しましたということです。

○升田委員 公表自体をやったというだけなのですね。

○国民生活センター宗林理事 そうですね。これは、回数は4回ずつ毎年やっているの、それを4回やりました。そして、事業者名公表は、今年は応じてくださるところが多かったので、事業者名公表は減りましたという意味でございます。

ここの主要な業務実績のところの3行目から書いてあるところが、事業者名公表の意味合いを少し書かせていただきましたので、義務履行勧告に応じない場合とか、手続に合理的理由なく協力しない場合に事業者名を出すということで、今年減った理由は、そういうことでございますので、一応、付け加えさせていただきます。

○升田委員 何となく納得できないところがあるのは、なぜかという、そんなにみんなが良くなったとは、とても思えないという状況で、実績が変わろうと変わるまいと、4回やっていれば同じだということになりはしないのですか。

○国民生活センター宗林理事 4回というのは、4回に分けて公表しているのですけれども、4回の1回の中に、30~40事案ずつぐらい公表していますので、40事案近く入っているのです。だから、多分昨年の実績は160件ぐらいの実績があり、そのうちの60%から70%近くは、ごめんなさい、139件の公表事案があり、それを4回に分けてやりましたということで、4件と書いてありますけれども、4回に分かれて公表しましたという意味で、全部では139事案です。そのうち、事業者名を公表したものが9事案という意味でございます。

○升田委員 おっしゃることは分かりましたけれども、それが必ずしもこの日本語にはなっていないと思うのですけれども。

○国民生活センター宗林理事 数字が減ったからというところの意味でしょうか。

○升田委員 それは、おっしゃることは分かりましたけれども、ただ、ここに書いてあることでそうだというのを読み取れというのは、ちょっとできないかなと思うのです。

それから、さっきおっしゃった内容の実績というか、実際上の効果というのはここで何回も議論がありまして、従前は事案の方は内容まできちんと見てやるべきではないでしょうかという意見を3人とも共通してお話をしたら、それは対象にならないのだと、数字だというのは従前のセンターの一貫としたお考えを伺っているのですけれども。

○国民生活センター三澤総務部長 なかなか成果というのをどう測るかというのが、非常に大きな課題ということで、従前から御議論していただいているところでございます。

それで今回の第4期中期目標につきましては、それで本当に消費者被害がなくなったかまではなかなか見られないところがございますので、例えば公表案件について各省庁が迅速な対応をしていただいたり、事業者等が社告を出したりといったようなことで、何らか外的に影響を与えて、より広範に広まったといったようなところをアウトカムの1つとしてカウントしていいのではないかとこのところ、今回はそのような観点からまとめているものでございます。

○国民生活センター丸山理事 升田委員の方で御指摘をいただいた研修業務について、まず77ページの方の消費者教育推進のための研修のところですが、こちらの方につきましては、全体的な状況につきましては、回数が減っているということで、必ずしもAと言えないのではないかとこのことで御指摘もあったのですが、こちらの方といたしましては、回数自体の減につきましては、消費者教育自体についての、ほかの相談業務とかの研修とかのバランスで、こういう形で設定させていただいたということもあって、なかなかこの項目だけのところで必ずしも基準の年のところよりも大幅にという形では、一概にこれを見ただけではということで御印象を受けたのだと思いますけれども、我々の方のAという意図といたしましては、先ほど三澤部長の方からお話のあったような教員の免許更新の方の講習ということで、当初中期計画を策定したときとは想定していなかった、新たな業務のものについて、こちらの方の4省庁の方のプログラムということで、新たに設定を受けて、そのために準備作業という形で、かなり中期計画に記載以上のものについて努力をさせていただいたということの思いを込めて、こちらの方はAということにさせていただいたということもございませう。

それから、調査研究業務の方につきましては、こちらの方も昨年度と同様でほぼ変わらないのではないかとこの御指摘もございましたけれども、こちらの科研費の方の研究につきましても、前年度について、実績を重ねたものについて、Aという形でいただいたということもあって、今年度についてもこちらの方について3年間のまとめということで、引き続きAをということでお願いをという思いで、こちらの方をさせていただいているところもございませう。

それから、相模原の宿泊室の利用の方ですが、委員の方から三十数パーセントで、少ないのではないかとこの御指摘がありましたけれども、こちらの方は分母については、宿泊質について72部屋を365日法定点検とか、そういうものを除いたもので、稼働したものを分母として、どれぐらい利用率があったのかということで設定をさせていただいているところですので、37%というのは、72部屋について、1年間に3分の1強は利用しているということで、それはかなりの成果ではないかと。

先ほど三澤部長の方から、かなり外部利用ということで利用の室数というものを稼いでいるということで、こちらの方については、我々の方としては努力をしているということで考えてございませう。

残念ながら、目標値をクリアしなかったということでありませうけれども、現状の水準自

体について、かなりこちらの方については、外部利用についても稼いでいるということもございますし、地方の方で今後研修をとという話がある中で、相模原の方の宿泊の利用という形で、それを稼いでいることについては、我々としてはかなり努力しているという形で考えております。

○升田委員 最後に1点だけ、何も努力をしていないなど一言も申し上げたことはないわけで、ここで評価するのは客観的なデータで評価をするわけで、皆さんの思いがだめだとか、一言も申し上げたこともないですし、そういうことを申し上げるつもりもないので、そういうのはあって当然で、それを評価してくれというのは、ここでの議論の場ではないわけです。多分国の方もそうだと思いますので、ぜひ趣旨に沿った議論をしていただければと思います。

以上です。

○消費者庁地方協力課太田課長 そのほかいかがでしょうか。

長岡委員、どうぞ。

○長岡委員 今の升田委員と、感想というのは同じなのですけれども、そもそもの目標の設定の仕方が、昔は定量的な指標だけではなくて定性的なものも目標として掲げられていたと思うのです。逆に定量的な指標があると、それにぴったりと当てはめて評価する方も評価しやすく、逆に定量的な指標がない、定性的なものだけが指標に上がっていると、やはりセンターさんの意見を聞いてどういう事業をやったかということを考慮して評価しなければいけないということだったような記憶があるのですけれども、今回の指標を見ると、全てが定量的な指標のみが記載されていて、プラス事業の内容を考慮するということが、全くこの指標、目標からは読めないような気がしたのです。

そうすると、定量的なものが、まずありきというところで客観的に評価をしていくと、内容がよく分からずに表に書いてある件数とかで見ていくと、どうしても下がっている、基準値よりも下がっていると、評価が悪いのではないかという印象を持ってしまうのです。

例えば、39ページの6番です。

これの主な評価指標等というところを見ると、情報提供件数で、平成28年度実績が52件とあって、それに対して平成30年度は30件ということなので、まず指標としてはここを見るのかなとなると、52件という基準値に対して30件という減っているなという印象を受けて、さらに自己評価のところを読むと、平成30年度は、定例の説明会だけでなく、ホームページ上で、機動的に公表するなどし、33件の情報提供を行ったとあって、この30件と33件の関係がどうなのか。

この33件というのは、公表件数の33件なのかもしれないのですけれども、何で公表件数が33件であるにもかかわらず、情報提供件数が30件と少ないのかなと、素人としては公表件数と、情報提供件数の表現の仕方というのもよく分からないので、量だけを比較すると、どうしてこういう説明になっているのかというのも分からなかったというのが印象です。

あと、先ほど説明がありました77ページからの15番、Aという評価なのですけれども、

これは指標がバーになっているのですけれども、関連指標としては全て定量的なものになっておりまして、やはり基準値、平成28年度の実績から見ると、平成30年度は件数的には、回数、人数ともに下がっているのがほとんどということなのですから、先ほど御説明があったように、Aでしたということなのですが、その業務実績のところを見ると、確かに、ほぼ充足率が100%を超えているので、予定の人員に対して、実際の人数がそれよりも多かったということで、充足率としては100%を超えているので、これを評価してAなのかなというふうにも読み取れたのですけれども、特にそれに関しては自己評価のところには何の御説明もないし、果たして充足率100%を超えているからといって、そもそもの予定人員が少なく見積もり過ぎたのではないかとということも疑問がありました。

今度は逆の視点で言うと、Cを自己評価で付けていただいた117ページからの入札の状況についてですけれども、これは確かに85%以上という目標に対して81.3%だからということで、これは数値が行っていないからCということで、要はその内容というのは全く加味せずに、数字だけでCでしたというお話なのですから、では、これは本当に、この基準値で言うと、そもそもの基準値の設定の仕方、指標の設定の仕方がどうなのかということで、全体の契約件数に対して競争性のある契約件数の割合ということで比較すると随契約の件数が9件で、基準値は9件で28年度と変わっていないのです。

それで、全体の契約数が40件から48件に8件増えているということで、実際には競争性のある契約件数が、そこは8件増えているのですけれども、その増えた8件のうち、一者応札が4件から9件へと5件増えているということで、その業務実績のところを拝見すると、確かに一者応札についても、公告期間とか仕様書の内容には問題はないという話なのですが、では、実際、これについて随契にすべき案件ではなかったのか。

それで、随契の方が、本来であれば適切なものだけでも、この目標をクリアするためには、随契を減らさなければならないので、無理やり競争性のある入札を行ったと考えると、その入札にかかる時間ももったいないし、取引コストが無駄になってしまいますので、本来随契があるべき適正な契約であるのであれば、それは無理やり競争のある入札という形にしなくても、随契という形を取って、さらに業者との交渉で価格をされた方が取引コストとしてはメリットがあるのではないかと思います。

仮に、その目標値を下回ったとしても、そういった説明があれば、例えば随契が9件で変わらなかった。だけれども、随契にしたことによって契約価格は当初よりも下げることができたというのであれば、それは評価するべき点であると思うので、あえてCにしなくてもBでもいいのかなと思いました。

以上です。感想になってしまいましたけれども。

○消費者庁地方協力課太田課長 今の御指摘に対して、何か説明等ございますでしょうか。

加藤理事、どうぞ。

○国民生活センター加藤理事 最初に頂戴いたしました39ページの国民への情報提供ところで、ウェブサイトと公表件数、33と30で、3件の違いがあるのではないかとのお話を

頂戴したところでございますけれども、公表はしないのだけれどもウェブ上にだけ掲載をするという場合もあります。必ずしも全部をウェブ上で言うわけではないものですから、その3件の差が何と何と、今すぐにお答えはできないのですけれども、リンクをしていない場合もあるということ添えさせていただきます。

○国民生活センター三澤総務部長 今のお話ですけれども、33と30につきましては、別の数字と考えていただいた方が良いでしょうと思います。

ウェブサイト等による情報提供は、私どもはウェブ上で、消費者トラブルメール箱という情報収集のためのツールを1つ用意しているのですが、それに関するものでよくある事例など、後追いをしたものについて、ウェブサイト上でFAQのコーナーを設けておまして、その更新や追加をウェブサイトのみで公表しているものが30件、それ以外に記者公表しているものが33件です。もう一度確認はしますけれども。

○長岡委員 ただ、自己評価のところを読んでいただきに、その関連がよく分からないなと、指標として置いているものといきなり出てきている件数が、何か合っていないような印象を受けてしまったので、それだけです。

○国民生活センター三澤総務部長 ちょっと説明の方が言葉足らずなのかと思いましたが、申しわけありません。

○国民生活センター鈴木監事 監事ですので、余り執行の方には口出しをしたくないのですけれども、契約監視委員会を主催しておりますので、一言。先ほどの入札に関する御指摘というかサジェスション、大変ありがたく聞かせていただきました。私も同意見なのですが、随契にしているのかどうか、その判断にあたっては、非常に厳格に規律されておりまして、なかなか難しい部分があるのだらうと思います。

ただ、昨年度につきましては、本当にやむを得ず競争性を確保できない調達案件が数件あって、我々の契約全体のボリュームが少ない中で、こういう特殊な案件が出てしまうと、どうしても数値としては悪くなってしまう。ですから、それでもってCというのは、いかなものかと私も思っているのですけれども、先生の御意見を参考にさせていただいて、また今年度は頑張りたいと思います。ありがとうございました。

○長岡委員 私も内閣府の入札委員をやっているもので、本当に随契でいいのかという話をさんざん議論しているので、ちょっと申し添えておきました。

○国民生活センター鈴木監事 例えば、システムの調達など、必ず入札をしますけれども、本来、今までやってもらっている業者に、引き続きお願いして安く済ませられれば、その方がはるかに効率的だと思うのですけれども、その辺が、民間企業から来ている私としては、どうしても理解できない部分です。

○長岡委員 制度上、難しいのですね。

○国民生活センター丸山理事 長岡委員の方から御指摘のあった、もう一つの点で、77ページの消費者教育のための研修の件ですけれども、こちらの方といたしましては、まず、消費者教育の方の研修については、達成目標ではなくて、あくまでも28年度の実績値と比

べてということで、平成30年度のところについては実績を示しているということで、必ずしも28年との実績と厳密に比べてAかBかCかという形で判断する必要はないのかなということで思っております。あくまでも全体の状況といたしまして、この状況と、あと、先ほど御説明させていただいた教員免許更新の方の業務についてもさせていただいたということで、Aということをしているところがございます。

それから、充足率については、必ずしもこちらの方といたしましては、全てのものが100%を超えているという感じではないということで判断しております。例えば、こちらの方は並行して、徳島でのプロジェクト業務とかについてやってございますので、そちらの方といたしましては、徳島の方は比較的充足率については、どうしても相模原と比べると低いというところもあって、そういうところも勘案してということにはございますけれども、全体的には、この取組の状況については、比較的うまくいっているのではないかと判断させていただいております。

○消費者庁地方協力課太田課長 それでは、瀧澤委員、お願いします。

○瀧澤委員 既に升田先生にも御指摘をいただいたので、議論は終わっているかと思うのですが、特にBから外れたところの説得力が余りなかったなというのが、全体としての感想です。

例えば、今おっしゃっていた15番の教育研修事業などですと、中期計画に入っていなかったところまで組み込んでやられたということがポイントだったと思うのですが、それは、冒頭で御説明いただいたところで、文章には特にはなかったかと思えますけれども、そういった若干の表現ぶりや、評価との齟齬がどうしても、特にA評価のところによく見かけられるかと思えますので、この文章が外に出たときに、そういう指摘になるといけないのではというのは危惧しております。

以上です。

○消費者庁地方協力課太田課長 升田委員、お願いします。

○升田委員 別に、そんなに反論するという事もないのですが、まだ時間がありそうなので、さっき課長が、11時半まで、これはどうやったら11時半になるのか。

○消費者庁地方協力課太田課長 特段なければ前倒しで閉会していただいても差し支えございません。

○升田委員 我々3人ずっとやってきていて、もちろん実態も重要だと思うのですが、少なくとも今おっしゃいましたように、書面というか、公表を前提のあれですと、論理が重要ではないかということで、評価基準というの、もう既に明確なものがありますので、それに準拠するということは非常に重要になっているということで、もちろん、達成目標ではなくて、基準で前年度ないし前々年度の話ではないかというお話なのですが、それはそれで、そうお書きになればいいわけですし、ですから先ほどおっしゃったように、努力をしているということであれば、その努力は通常は、私もそんなに言いたくないのですが、数字出ることが前提になっていて、数字に明確に出ないとき

には、どうしてかということ进行分析するというのが、重要だというのが多分この会の非常に重要な機能ではないかというのが、従来感じていたところなのです。ですから、そういうお話であれば、そうお書きいただければいいわけで、必ずしもそう書いていないというのが、まず第一の疑問であるということだと思っております。

そうしますと、下がっているのは非常に不幸なことであって、いろんな事情があるのですよということではあると思っておりますけれども、それはそれなりの理由が多分あるということと、充足率が足りないというのは必ずしも、この必ずしもという論理は、私は好きではないのですけれども、必ずしもそういう趣旨ではないとおっしゃいますけれども、そうすると、100%を超えているのも、それもいかがわしいという論理も当然なるわけで、それは極めて非論理的な議論をしておられるということになるわけで、そうしますと、もっと実態に即して、議論をして評価をしていただきたいという希望であります。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

3人の委員の皆様の御意見を集約いたしますと、この基準値と実績値の数字に対してその評価の根拠というのが、必ずしも明確でない部分もあるということで、本来であれば、その基準値よりも上回っているかどうかで判断するのが基本にあつて、そうでない場合には、評価の根拠についてそれなりの詳しい説明があるべきだという御指摘は3委員に共通していたと思います。この辺のところにつきまして、例えば自己評価の根拠の部分について、補足的に説明をもう少し加えていただくことは可能でしょうか。

○国民生活センター宗林理事 それはさせていただきますと思います。

それから、指標と関連指標の扱いも、少し消費者庁の方からも御説明いただけるとありがたいかなと思います。今年から新たに、昔の基準値でしたか、目標値というものと比べて、指標と関連指標と二段階に分けて、関連の場合には一応参考にするけれどもというような取り扱いということで、ここに基準値と書いてありますが意味合いが異なりますので。

○消費者庁地方協力課平島課長補佐 達成目標、一番左の欄にありますね、そこが一応達成目標として、そこを達成しているかどうかというところが一番大事なところと考えております。

基準値については、確かに参考情報ということは、そういう整理をさせていただいております。

○国民生活センター宗林理事 いや、指標値と、関連指標というのは、今年は少し異なるかと思っております。

○消費者庁地方協力課平島課長補佐 そうですね。指標値と関連指標がございますが、それについても、あくまでも参考情報というところの位置づけになっていて、それは必ずしも絶対的な基準ではないという整理をしております。

○消費者庁地方協力課梅田課長補佐 もう少しだけ補足的にお話をさせていただきますけれども、整理として、指標は三段階となっています。まず、「達成目標とされているもの」は、この指標が評価のベースということになります。先ほどの競争入札の話などが該当し

ます。1つ付け加えれば、特殊事情があったときに、考慮すべきか否かという御議論はあるのかなと思っておりますというのが、まず1つ目でございます。

次に、先ほどから宗林理事からもお話があったところですが、中期目標のところの一番左側のところに関連指標となっているものがあります。例えば先ほど御議論のあった15番目のところ、78ページ目の下のところになりますと、これが関連指標という形で、消費者教育推進のための研修事業の実施回数ということになっているものが関連指標と、これが一番見るものとしてはレベルが低いものというような整理になっています。

そのほか、例えば、6ページ目に行っていただくと、ウェブサイトのところは指標という形になっているので、割とこちらの方がレベルの高いものとして、これをベースに考えてもらう。こういう分け方にしているという話は、やはり定量的にできるだけはかりたいという中で指標化できるもので評価できるものはしましよと。

つまり、参考指標というのは、なかなかこれだけで測るとするのは難しいことではあるのだけれども、きちんとそういうものも示して、それもきちんと見ましようという話になっているかと思えます。

あと、やはり先生方から御議論がありますとおり、参考であっても基準がある中で、その基準によらない自己評価を行う部分というのは対外的に公表する上で、また我々が自己評価をもとに評価をする上でということでは、その論拠などをしっかり書いていただくことが適切な評価につながるという御議論かと思えますので、そのあたりは「指標がこうなっています」ということ、「指標は三段階になっている」ということも踏まえつつ、「参考指標だったらそこまで達成をしていなくても、こういうような事情があるのです」というのを丁寧に書いていただければ適切な評価につながるのかなということでございます。

○国民生活センター宗林理事 今、梅田補佐から御説明があったように、関連指標のところについては、先生方から御指摘があったところを内容的にどういうことが加えられた、別のことが、例えば、教員の更新であったりとか、別の内容が加わったことでこうなったという御説明をもう少し丁寧に記入をさせていただくことにいたします。

○消費者庁地方協力課太田課長 よろしくお願ひします。

そのほか、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、時間が予定よりも早くなっておりますけれども、次の議題に移りたいと思ひます。

次に、資料3-1でございますけれども、平成30年度の財務諸表、それから、資料3-2でございますが、決算報告書につきましてセンターの方から説明、報告をお願いいたします。三澤部長、お願いいたします。

○国民生活センター三澤総務部長 それでは、財務諸表の御説明をさせていただきます。

まず、資料3-1の財務諸表を1枚おめくりください。目次が書いてございまして、貸借対照表から附属明細書まででございますけれども、このうち貸借対照表から行政サービス実施コスト計算書まで、それから、附属明細書が財務諸表として法令上義務付けられてい

る提出資料になっております。これに決算報告書、監査報告、会計監査報告を添えまして主務大臣に提出することになっております。

それでは、資料の順に従いまして説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目の貸借対照表でございます。

資産の部といたしまして、流動資産と固定資産、まず、流動資産につきましては、17億2900万円余りとなっております。このうち、現金及び預金が17億700万円ほどございます。

この金額の見合いの主なものとしましては、次のページの負債の部の流動負債の運営費交付金債務13億3800万円余り、未払金2億7000万円、それから、未払費用及び未払消費税が合わせて3400万円余り、総資産の部の当期末処分利益の4800万円余り、これが対応するものとなっております。

このうち運営費交付金債務の13億3800万円ですけれども、今年度以降に予定をされておりますPIO-NETの刷新等、複数年で計画をしているものの繰越ということになります。

続きまして、1 ページ目の流動資産の方に戻っていただきますと、売掛金が2000万円余りございます。これは『くらしの豆知識』という小冊子を出しておりますが、これらの出版物の販売代金の未収分となっております。

次に、固定資産でございます。

有形固定資産は、東京と相模原の事務所や商品テスト施設などの土地・建物、工具器具備品などの資産でございまして、有形固定資産全体では78億6600万円余り、前年度と比較いたしまして、2億7000万円余り減少しております。

これは、平成27年度にPIO-NETシステムの刷新を行いました際に取得しましたリース資産の減価償却費、これが約1億4000万円ほどございます。

あと、工具器具備品の減価償却費等がございまして、全体的に減っているというところでございます。

それから、無形固定資産でございますが、こちらは電話加入権及びソフトウェアを計上しております。

ソフトウェアにつきましては、サービス提供能力が期待されるものとして、新たに出退勤管理ソフトウェアを計上いたしました。

投資その他の資産には、火災保険料、これは3年契約ということで火災保険の契約を締結しました関係で、長期前払費用を新たに計上しているところでございます。

以上、固定資産合計で81億2600万円、流動資産と固定資産を合わせました資産合計が98億5500万円余りとなっております。

次に負債の部は、先ほども少し御説明しましたとおりで、まず、流動負債につきましては、18億2100万円余りです。前年度と比較いたしまして、こちらは11億7700万円余り増加しております。

これは、先ほども申し上げました、来年度以降のPIO-NET刷新等の経費に充てるため、運営費交付金債務を計上している一方で、未払金が1億7000万円減少しており、これらが影

響しております。

次に、固定負債でございます。

資産見返運営費交付金、長期リース債務の合計で5億3000万円余りとなっております。

流動負債と固定負債を合わせました負債合計で23億5100万円余りでございます。

次に純資産の部でございます。

資本金につきましては、政府出資金、これは特殊法人から独立行政法人に移行したときに政府から出資したのですが、89億100万円ほどございます。

それから、資本剰余金でございますが、施設整備費補助金で取得しました固定資産の見合い経費、それから、特殊法人から承継した資産の減価償却分と除却分及び電話加入権の減損分を計上しております、合計でマイナス14億4600万円余りとなっております。

続きまして、利益剰余金でございますけれども、こちらは、当期末処分利益が4800万円ということで、要因としましては、PIO-NET端末等のリース資産の会計処理に伴う利益が100万円ほどございまして、それ以外は、運営費交付金債務の収益化に伴います利益が4700万円余りということでございます。

これらを合わせまして、純資産合計で75億300万円余り、それから、負債・純資産合計で98億5500万円余りとなります。

続きまして、3ページ目の損益計算書でございます。

こちらは、平成30年度の発生ベースに基づく費用と収益でございますけれども、経常費用は、業務経費と一般管理費に分けて計上しております。

人件費につきましては、事業部門と管理部門に分けて、それぞれ業務経費と一般管理費に計上しております。

業務経費は、減価償却費を含めまして、25億6300万円余り、一般管理費は、減価償却費を含めまして5億4500万円余りで、それに財務費用、リース資産の利息相当分を合わせました経常費用合計で、31億1300万円余りとなっております。

次の4ページ目、経常収益でございます。

こちらは運営費交付金収益が、全体で28億3400万円ほどとなっております。

こちらが30年度に国から交付されました運営費交付金を経常費用に充てるために収益した額でございます。

これに、業務収益、それから雑益までを加えました経常収益の合計が、31億6200万円余り、経常費用と経常収益との差が、経常利益でございますけれども、こちらは30年度は、4800万円余りということでございます。

これに、固定資産除却損及び除却に伴う資産見返運営費交付金戻入を加減算いたしまして、当期総利益につきましては、4800万円余りとなっております。

この当期総利益につきましては、先ほども少し説明しましたが、ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額が約100万円、それを除いた当期総利益は4700万円となります。

続きまして、5ページ目のキャッシュ・フロー計算書です。

これは、現金ベース、すなわち期間中の現金、預金の動きを計上したもので、まず、I番の業務活動によるキャッシュ・フローの原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費の支出、こちらが現金の出となりまして、マイナス計上となっております。

その次の運営費交付金収入以下が現金の入りで、これに利息の受払い及び第3期中期目標期間終了に伴います、国庫納付金の支払額を加減しました30年度における業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、9億9100万円余りとなっております。

続きまして、投資活動によるキャッシュ・フローでございます。こちらは、定期預金の払戻し、預け入れという出入りの部分と、有形固定資産の取得ということで、1億2100万円余りの現金の減少となっているところでございます。

III番目の財務活動よりキャッシュ・フローですが、これはリース債務の返済ということと1億4700万円余りの現金の減少ということになっております。

このIからIIIを合わせまして、資金の増加額が7億2100万円余り。それで、資金の期首残高が9億8500万円ございましたので、これを足し合わせることで、資金の期末残高ということで、17億700万円余りとなっております。

なお、注記にありますように、貸借対照表の現金及び預金の額と資金期末残高は一致しております。

6ページ目、利益の処分に関する書類でございますが、こちらは、当期末処分利益4800万円を積立金として整理するというところで、会計基準に即した形の取扱いとなっております。

7ページ目の行政サービス実施コスト計算書でございます。

これは、最終的に国民の負担に帰することとなるコストの総額を開示する目的で作成するもので、まず、I番の業務費用でございますが、損益計算書上の費用総額から自己収入分を控除しまして、合計29億9300万円余りとなっております。

続きまして、II番目の損益外減価償却相当額、こちらは、損益計算書には明記をされませんが、承継資産の減価償却相当額で、これが政府出資金の目減り分として国民負担の増加と捉えられることから9200万円余り計上しているところでございます。

V番目の損益外除売却差額相当額でございますが、こちらにつきましても、承継資産の除売却相当分で、政府出資金の目減りとなりますので、国民負担等の増加と捉えられているところでございます。

次のVI番、VII番、引当外賞与見積額、それから、退職給付増加見積額でございますけれども、こちらにつきましても、当センターは、賞与引当金、退職給付引当金を計上しておりませんので、行政サービス実施コスト計算書に、それぞれの引当金にかかる毎事業年度の増減額を表示することが会計基準で義務づけられていることから記載しているものでございます。引当外の賞与見積額は、6月賞与のうち30年度の手当分でございますが、300万円余り、それから、退職給付増加見積額は、4600万円余りの減ということでございます。

こちらは、退職者がおりました関係でマイナス計上となっているところでございます。

続きまして、VIII番目の機会費用でございますが、これは、政府出資金が無利子ということでございますけれども、これを仮に有利子とした場合に、利息分が国の収入になるという考え方で、これも行政コストとして計上するということになっております。

ただし、30年度につきましては、決算日における10年利付国債、新発債の利回りがマイナスでありましたので、事務連絡に基づきまして、ゼロパーセントで計算をしております。

以上、合わせまして、行政サービス実施コストにつきましては30億4300万円余りとなっているところでございます。

8ページから10ページ目までは、重要な会計方針等を示しております。

こちらには、特に運営費交付金の収益化基準が業務達成基準を採用しているということ、ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く、管理部門の活動については、期間進行基準を採用しているということなどを記載しております。

以下は割愛させていただきます。

10ページから16ページにつきましては、附属明細書でございますけれども、こちらは、先ほど貸借対照表等のところで説明をいたしました資産等の明細でございますので、これも説明は省略をさせていただきます。

ただ、15ページ目の8. にセグメント情報というところで、2ページにわたって数字が並んでおりますけれども、こちらにつきましては、先ほど御説明をいたしました損益計算書の経常収益や貸借対照表上の資産につきまして、当センターの広報、情報分析、相談といった事業別に振り分けたもので、先ほど御説明いたしました業務実績報告書の中の業務のまとめりごとのセグメントということになります。昨年度まで企画調整事業というものが別にありましたけれども、これは、第4期中期目標期間から法人共通に含めておりますので、その内訳を参考として明記をしているところでございます。

それから、決算報告書につきまして、資料3-2を配付していただいておりますけれども、こちらは、セグメントごとに収入と支出の予算額と決算額を比較したものでございますので、こちらにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

続きまして、国民生活センターの平成30年度財務諸表決算報告書に対する監査結果につきまして、鈴木監事のほうから御報告をお願いいたします。

○国民生活センター鈴木監事 資料3-3監事の監査報告と資料3-4独立監査人、監査法人トーマツの監査報告書を御覧ください。

監事の監査報告に記載のとおり、当該事業年度にかかわる業務、事業報告書及び財務諸表等の監査の結果は、いずれも適正であり、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。

当センターは、昨年度新たに立担保業務が加わった関係上、「会計監査人設置法人」となりました。

したがって、会計監査につきましては、我々監事は、事業年度を通じてセンターの業務を日々監査することを通じての検証、並びに、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性に関する判断に基づいて、監査意見を掲載いたしました。

会計監査人が設置されて今年で2年目になりましたが、会計監査人と理事長又は我々監事とのコミュニケーションは良好であると判断しております。また、会計監査人からは詳細な監査実施報告書の説明を受けましたが、「発見事項」等として、指摘された重要な事項はございませんでした。

なお、業務監査につきましては、当センターの業務全般は法令等に従い、適正に実施され、また新たな第4期中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているものと評価しております。内部統制システムの構築、運用も、理事長のリーダーシップのもと、着実に進展しております。

以上、御報告申し上げます。

○消費者庁地方協力課太田課長 ありがとうございます。

それでは、以上の財務諸表の説明と監査報告に関しまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

また、今後何かございましたら、事務局の方にお伝えいただければと思います。

以上が議事でございます。最後に、資料4の今後の予定につきまして事務局の方から御説明させていただきます。

○消費者庁地方協力課平島課長補佐 次回の第2回有識者懇談会につきましては、8月6日火曜日14時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。

本日の国民生活センターからの説明と、委員の皆様からの御意見を踏まえまして、資料1-2の総合評定表、1-3の業務実績等報告書に、主務大臣の評価を記載した資料を次回の第2回懇談会の1週間ほど前に、委員の皆様を送付させていただきます。

第2回懇談会におきましては、御意見、御承認を頂戴いただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○消費者庁地方協力課太田課長 以上で、本日予定された議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の懇談会を閉会させていただきたいと思っております。

長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。